



2022年5月23日

各位

会社名 21LADY株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田成徳
(コード番号: 3346 名証ネクスト市場)
問合せ先 経営管理部担当
マネージング・ディレクター 辻井彰彦
電話番号 03 (6279) 4887

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第23回定時株主総会にて下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線の部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～30. (条文省略) (新設) (新設)</p> <p>31. 前各号に付帯する一切の業務</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～30. (現行どおり) 31. <u>M&Aアドバイザー事業</u> 32. <u>インバウンド、アウトバウンド旅行者向け商品の開発・販売・輸出入およびそれに付帯するコンサルタント業</u> 33. 前各号に付帯する一切の業務</p> |
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(附則)</p> <p>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

以 上